

第 1 章

総 則

第1節 目的

この計画は、本町住民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震等自然災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、益城町及び各防災関係機関に必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

(1) この計画は、益城町防災会議が作成する「益城町地域防災計画」として、平成28年4月に発生した平成28年熊本地震、阪神・淡路大震災（平成7年1月）、東日本大震災（平成23年3月）及び能登半島地震（令和6年）、また、熊本県を中心に日本各地で発生した令和2年7月豪雨などの大規模災害を踏まえ、本町における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

(2) 本計画の作成及び運営にあたっては、「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。

さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「益城町水防計画書」及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく「益城町国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。

(3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進にあたっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (4) 各種災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

第3節 関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 防災関係機関の責務

(1) 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動に協力する責務を有する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、町及びその他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 処理すべき事務または業務

機関名		事務または業務
益城町		1 益城町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 消防、水防、その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 その他町の所掌事務についての防災対策 8 町内における公共団体及び住民防災組織の育成指導
熊本県		1 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 2 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 3 水防その他の応急措置 4 被災者に対する救助及び救護措置 5 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 6 その他県の所掌事務についての防災対策 7 市町村の災害事務または業務の実施についての援助及び調整
御船警察署		1 災害時における治安、交通、警察通信の確保及び警察行政の調整 2 非常時における災害情報の伝達及び警察無線通信の協力 3 その他警察署の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策
熊本市益城西原消防署		1 災害時における負傷者の救助及び緊急輸送 2 気象予警報、災害情報等の伝達 3 災害時における消防無線通話の協力 4 避難者の誘導 5 その他消防本部・消防署の所掌事務についての防災対策
益城町消防団		1 情報の収集 2 災害広報 3 避難者の誘導 4 被災者の救助 5 住民の生命、身体及び財産の保護（消防、水防等） 6 警戒区域の設定及び被害の拡大防止 7 関係機関との連絡調整及び応援
指定 地方 行政 機関	九州農政局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 応急用食料の調達・供給対策 4 主要食料の安定供給対策
	熊本地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機関名		事務または業務
	熊本森林管理署	1 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
	熊本公共職業安定所 上益城出張所	1 災害時の応急復旧に伴う人員の確保 2 罹災による離職者の雇用の確保
	九州地方 環境事務所	1 災害廃棄物等の処理対策 2 環境監視体制の支援 3 飼育動物の保護等に係る支援
指定公共機関	九州電力送配電 (株)熊本支社	災害発生時、独自の災害対策部組織により次の業務を行う。 1 公的機関等への停電状況の提供及び対応 2 広報による停電状況等の周知 3 住民からの電話対応 4 停電状況、設備被害状況の把握 5 災害復旧計画の作成 6 災害復旧活動の実施（供給支障事故・設備被害の復旧）
	西日本電信電話 (株)熊本支店	電気通信施設の防災対策 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	日本郵便(株) (益城郵便局)	1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱 及び援護対策 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
	西日本高速道路 (株)九州支社	1 有料道路及び施設の防災対策
	一般社団法人 上益城郡医師会	1 避難施設の整備と避難訓練及び被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等への医療、助産、救助
指定地方公共機関	益城町土地改良区	1 ため池、水こう門等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
	九州産交バス(株) 木山営業所	1 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
その他の公共機関	陸上自衛隊 第42即応機動連隊	1 天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）
	益城町商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
	上益城農業協同組合	1 農業関係の被害調査または協力 2 農作物等の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資、またはそのあっせん並びに飼料、肥料等の確保、またはあっせん
	緑川森林組合 上益城事業所	1 復旧資材の確保についての協力、あっせん 2 林業関係の被害調査 3 林産物等の災害応急対策についての指導

第4節 益城町の特質と過去の主な地震災害

1 地勢

益城町は、熊本県のほぼ中央部に位置し、東に阿蘇の大山脈を控えて暴威を振るう台風への強大な盾となし、西方不知火海は遠く、内陸となっているため高潮のおそれはなく、県内他市町村と比較して割合に災害の少ない町であったため、平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）は、未曾有の被害を本町にもたらし、その災害の住民に与える心理的、経済的影響は計り知れないものとなった。

本町の北部に位置する1,600ヘクタールの畑地帯は、阿蘇の噴火による火山灰土で保水力がなく、一旦豪雨に見舞われると表土を流し、崖を崩して道路を決壊させる。また、干天には農作物も枯死するような干害をもたらす。さらに、町の南西部に広がる水田地帯のうち、砥川地区の一部、東無田及び櫛島地区は、豪雨のたび浸水、冠水を繰り返す可能性がある。

このように本町の災害は、豪雨と干害によって起こり、かつ地域によって災害の様相も異なっている。

また、本町には布田川断層帯、日奈久断層帯、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、町内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がS＊ランク、人吉盆地南縁断層、出水断層帯がA＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 (注1)	30年以内に地震が 発生する確率
万年山-崩平山断層帯	7.3 程度	Zランク	0.004%以下
布田川断層帯（布田川区间）	7.0 程度	Zランク	ほぼ 0～0.001%
布田川断層帯（宇土区间）	7.0 程度	Xランク	不明※
布田川断層帯（宇土半島北岸区间）	7.2 程度以上	Xランク	不明※
日奈久断層帯（高野-白旗区间）	6.8 程度	Xランク	不明※
日奈久断層帯（日奈久区间）	7.5 程度	S＊ランク	ほぼ 0%～6%
日奈久断層帯（八代海区间）	7.3 程度	S＊ランク	ほぼ 0%～16%
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	0.04%～0.09%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A＊ランク	1%以下
出水断層帯	7.0 程度	A＊ランク	ほぼ 0%～1%

※ 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

注1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。Zランクでも活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。

注2 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。値は0.1単位で記述し、0.1未満の場合は有効数字1桁で記述している。また「ほぼ0」とあるのは、10～3未満の値を表す。

出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会「長期評価による地震発生確率値の更新について」
令和7年1月15日

2 社会的条件とその変化

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものとが同時複合的に発生することが特徴である。

被害を拡大する社会的災害要因として、主に次のような点が考えられる。

(1) 人口の集中度

熊本県の人口は、令和2年10月現在、1,738,301人でこのうち738,865人（約42%）が熊本市に集中しており、熊本市を含む14市には1,407,364人（約80%）が集中している。

（令和2年国勢調査より）

本町は熊本市のベッドタウンとしての性格を有しており、町西部を中心として、熊本地震が発生するまで人口は増加傾向にあった。

しかし、地震発生後は町外への人口流出が続き、令和元年頃から再び増加に転じているものの、令和7年3月31日時点では発生前と比べて324人（1.0%）の減少となっている。

また、山間部の人口は減少し、過疎化・高齢化が進んでいるが、一方で都市部の人口は年々増加している。特に外国人就労者の増加が進んでおり、その結果、高齢者や外国人等の災害時要配慮者が増加している。

(2) 生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は住民生活に欠かせないものとなっており、今後、益々その依存度・重要性が高くなると考えられる。

これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し住民生活に大きな支障をもたらし、都市機能をマヒさせるばかりでなく、二次災害の危険性もある。

(3) 交通機関の発達

自動車は急速に増加してきているが、自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵しており、出火・延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が消火・救助活動等の災害応急活動の妨げとなり被害を拡大させることが予想される。

また、道路・鉄道・港湾施設等の被害による交通機能のマヒは、物流に重大な影響を及ぼし、住民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

このような社会的災害要因によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害も多様化し同時複合的に発生するものと考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決して十分なものではない。

したがって、このような社会的災害要因の変化に最大限の努力を払うと同時に、基礎的・科学的な調査や公共施設等の整備、企業も含めた防災意識の普及啓発を不断に続けていくことが必要である。

3 熊本地震とその被害

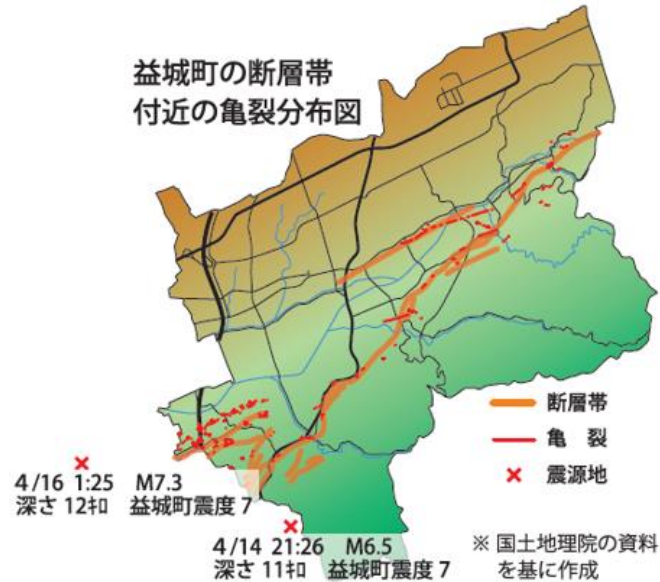
2016年4月14日21時26分 熊本地方 N32° 44.5' E130° 48.5' H:11km M:6.5

2016年4月16日1時25分 熊本地方 N32° 45.2' E130° 45.7' H:12km M:7.3

熊本地震において、日奈久断層帯（高野―白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生。本町では、最大震度7の揺れがわずか28時間以内に2

度発生した。

本町の被害は甚大であり、死者 45 名（直接死 20 名、災害関連死 25 名）重軽傷者 166 名（重傷者 135 名、軽傷者 31 名）、住家被害は全壊 3,026 棟（3,552 世帯）、半壊 3,233 棟（3,893 世帯）、一部損壊 4,325 棟（4,956 世帯）にのぼり、町内のほとんど（約 98%）の住家（世帯）が被害を受けた。（令和 7 年 5 月 13 日時点）



また、国道 443 号や県道 28 号などの幹線道路の寸断や電気、水道、ガスなどのライフラインの停止など、町民の生活を支えるインフラに甚大な被害が発生した。（停電約 11,200 件、ガス供給停止 195 件：都市ガス、断水約 11,000 件）

さらに、農業施設や農道等も大きな被害を受けた。

なお、活発な余震活動も加わり、町が開設した避難所には、最大で 16,050 人（町人口の約半数。平成 28 年 4 月 17 日時点）が避難。さらに、避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、住家被害の影響から避難所の開設期間は長期化した。（発災から平成 28 年 10 月 31 日まで開設）

このように被害が甚大であったため、地震発生直後の平成 28 年 4 月 14 日に、益城町に災害救助法が適用され、同月 25 日には激甚災害、同月 28 日には全国で 4 例目の特定非常災害に指定された。

参考：熊本地震における各観測点での震度別地震回数（震度 1 以上）

年	震度	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	合計
	観測点										
平成 28 年 (2016 年)	熊本	1,150	422	122	31	5	1	1	1	0	1,733
	阿蘇	431	187	69	16	2	2	1	0	0	708
	人吉	76	18	11	2	1	0	0	0	0	108
	牛深	56	13	4	1	0	0	0	0	0	74

熊本地震の活動領域外を含む地震回数

第5節 被害想定

この節は、熊本県が平成23年度から2か年をかけて実施した、地震被害想定調査の結果を要約したものである。

1 地震の被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、県や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の推計を行ったところであり、ここでは2に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

なお、県に影響を与えると推測される新しいデータや知見が集まった段階で、今後もそれらを踏まえた地震に関する被害の検討に努めるものとする。

2 地震被害想定調査の前提条件

本調査で実施する地震動解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

(1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

(2) 津波解析

国が設定している各地震の断層諸元と海域及び陸域の地形モデルを用いて、津波解析を行った。

(3) 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

項 目		調査対象区分	
		地 震	津 波
1. 建物被害	1.1. 液状化	●	
	1.2. 揺れ	●	
	1.3. 急傾斜地崩壊	●	
	1.4. 津波		○
	1.5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2.1. 揺れ	●	
	2.2. 急傾斜地崩壊	●	
	2.3. 津波		○
	2.4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3.1. 上水道	●	○
	3.2. 下水道	●	○
	3.3. 電力施設	●	○
	3.4. 電話・通信施設	●	○
	3.5. ガス(都市ガス)	●	○
	3.6. ガス(LPガス)	●	
	3.7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通・輸送施設被害	4.1. 道路(高速道路、一般道路)	●	○
	4.2. 鉄道	●	○
	4.3. 空港 (※定性的評価)	●	
	4.4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支障等	5.1. 避難生活者	●	○
	5.2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6.1. 災害廃棄物(瓦礫)の発生	●	○
7. その他の被害	7.1. 災害時要援護者の被災	●	○
	7.2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7.3. 避難施設被害	●	○

(4) 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

ア 発生の季節

冬季

イ 発生時刻

夜（午前5時）：多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。

夕方（午後6時）：火気使用が最も高い時間帯

ウ 風速設定

火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である 3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である 11m/秒の2パターンを設定※

風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21～23年）を採用

(5) 対象地震

本県への被害が大きいと想定される以下の地震を対象に調査を行った。

	検討対象断層帯等	地震規模	30年以内発生確率
	[想定地震の震源域]		
①	布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動 ＜参考＞ 上記震源域単独時：（中部） ：（南西部）	M7.9 (M7.6) (M7.2)	不 明 (ほぼ0～6%) (不 明)
②	別府・万年山断層帯	M7.3	ほぼ0～3% (最大2.6%)
③	人吉盆地南縁断層	M7.1	1%以下
④	出水断層帯	M7.0	ほぼ0～1%
⑤	雲仙断層群 津波検討追加： 南西部北部・南西部南部 連動	M7.1 M7.5	不 明 不 明

地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表

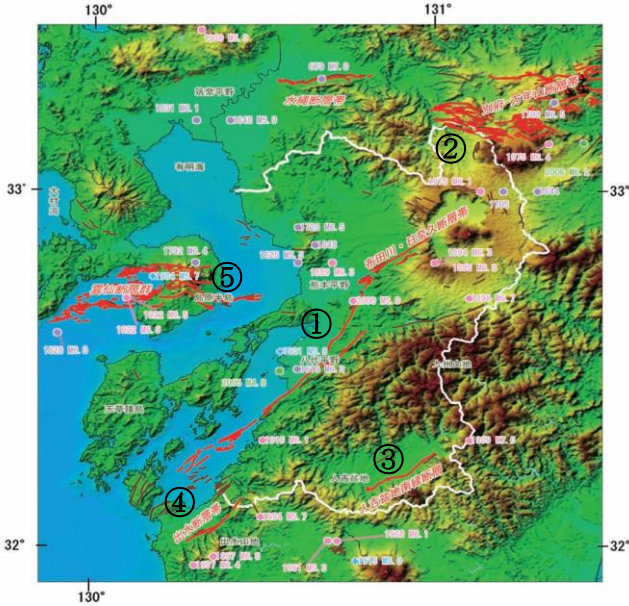
⑥	南海トラフ (最大値)	M9.0	極めて低い
---	-------------	------	-------

内閣府 中央防災会議 発表

※ 上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野一白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。

※ 上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

熊本県周辺の主要活断層（図面上の丸数字は上表の検討対象地震）



3 被害想定結果

この調査により想定された被害は、次のとおりである。（令和7年度熊本県地域防災計画から抜粋）

項目			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型 (注5)	別府・万年山断層帯 (注5)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値		
(注1)			(注5)	(注5)						
想定 地震	地震の規模 及びタイプ等	規模	マグニチュード7.9	マグニチュード7.3	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0	マグニチュード7.1	マグニチュード9.0		
		タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型		
		県内の最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱		
	津波	津波高 (TP.m)	3.4 TP.m	対象外 (注2)	対象外 (注2)	対象外 (注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m		
津波波高 (m)		1.2 m	対象外 (注2)	対象外 (注2)	対象外 (注2)	1.4 m	2.0 m			
物的被害	建物被害 (一般建物)	全壊棟数	計	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟	
			液状化	3,600 棟	230 棟	780 棟	480 棟	1,100 棟	3,300 棟	
			揺れ	11,700 棟	160 棟	4,300 棟	50 棟	10 棟	20 棟	
			急傾斜地崩壊	250 棟	10 棟	20 棟	10 棟	－ 棟	30 棟	
			津波	12,400 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	10,300 棟	15,500 棟	
			地震火災	120 棟	10 棟	270 棟	10 棟	－ 棟	50 棟	
		半壊数	計	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟	
			液状化	5,300 棟	350 棟	1,200 棟	720 棟	1,700 棟	5,000 棟	
			揺れ	37,500 棟	1,000 棟	10,200 棟	430 棟	470 棟	3,200 棟	
			急傾斜地崩壊	540 棟	30 棟	30 棟	10 棟	－ 棟	70 棟	
	建物被害 (避難施設)	津波	39,000 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	38,700 棟	47,600 棟		
		全壊棟数	20 棟	－ 棟	－ 棟	－ 棟	10 棟	20 棟		
	交通・輸送施設	道路	半壊棟数	100 棟	－ 棟	10 棟	－ 棟	70 棟	100 棟	
			大被害 (落橋・倒壊)	50 橋	10 橋	40 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	
			中小被害 (亀裂・損傷)	110 橋	10 橋	70 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	
		鉄道	浸水道路延長	1,000 km	0 km	0 km	0 km	930 km	1,100 km	
			大被害 (落橋・倒壊)	10 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	
			中小被害 (亀裂・損傷)	40 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	
		漁港・港湾	浸水鉄道延長	20 km	0 km	0 km	0 km	20 km	30 km	
			(漁港)被害岸壁数	540 岸壁	－ 岸壁	－ 岸壁	40 岸壁	40 岸壁	未算出 (注3) 岸壁	
		ライフライン	(港湾)被害岸壁数	280 岸壁	－ 岸壁	－ 岸壁	30 岸壁	20 岸壁	未算出 (注3) 岸壁	
				上水道	断水人口 (発災直後)	789,800 人	16,000 人	50,400 人	9,700 人	16,400 人
			浸水施設数	30 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	30 施設	
			下水道	支障人口	28,200 人	550 人	3,100 人	250 人	2,100 人	15,200 人
				浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	20 施設
			電力	停電軒数	61,500 軒	810 軒	7,700 軒	790 軒	23,700 軒	37,600 軒
				浸水施設数	－ 施設	0 施設	0 施設	0 施設	－ 施設	－ 施設
			電話・通信	不通回線数	1,100 本	20 本	300 本	20 本	430 本	700 本
				浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	10 施設	20 施設
			都市ガス	供給停止戸数	25,100 戸	－ 戸	－ 戸	－ 戸	－ 戸	－ 戸
	浸水施設数			－ 施設	0 施設	0 施設	0 施設	－ 施設	－ 施設	
	LPガス		供給停止戸数	1,800 戸	40 戸	200 戸	－ 戸	10 戸	40 戸	
危険物・コンテナ施設	災害廃棄物の発生量	5,502,100 t	82,200 t	620,300 t	74,900 t	2,562,200 t	3,755,300 t			
	被災施設数	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設			
	浸水施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設			
人的被害	死者数	計	960 人	10 人	300 人	－ 人	110 人	120 人		
		揺れ	730 人	10 人	280 人	－ 人	－ 人	－ 人		
		急傾斜地崩壊	20 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人		
		津波	140 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	110 人	120 人		
		地震火災	70 人	－ 人	20 人	－ 人	－ 人	－ 人		
	重傷者数	計	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人		
		揺れ	3,200 人	60 人	740 人	10 人	－ 人	－ 人		
		急傾斜地崩壊	20 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人		
		津波	1,500 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	1,300 人	1,800 人		
		地震火災	10 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人		
		負傷者数	計	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人	
			揺れ	19,200 人	380 人	2,900 人	70 人	240 人	1,300 人	
			急傾斜地崩壊	30 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	
	津波		3,500 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	3,200 人	4,400 人		
	地震火災	20 人	－ 人	10 人	－ 人	－ 人	－ 人			
	災害時要援護者の死者数 (注4)		420 人	10 人	140 人	－ 人	50 人	50 人		
	避難者数	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,000 人	17,300 人		
疎開者数		84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人			
帰宅困難者数		90,700 人	24,400 人	9,800 人	1,200 人	5,900 人	90,300 人			

(注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

(注3) 被害想定に必要な条件が中央防災会議より公表されなかったので算定していない。

(注4) 災害時要援護者の死者数は全体の内数である。

(注5) 布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

(注6) 地震・津波被害想定は、想定した地震や津波が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものである。

※ 上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野一白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。

※ 上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯（豊予海峡・由布院区間）、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

平成28年熊本地震における被害実数（令和7年5月13日現在）

市町村名				益城町	摘要
区分					
1	人的被害	死者	人	45	【益城町】 ・震災直接死者数 20人 ・関連死認定死者数 25人 ・り災世帯数及びり災者数については 全壊住家及び半壊住家分を反映 ・消防職員出動延人数 熊本市消防職員出動延人数に含まれる。
2		行方不明者	人		
3		重傷者	人	135	
4		軽傷者	人	31	
5		分類未確定	人		
6	住家被害	全壊	棟	3,026	
7			世帯	3,552	
8			人	8,486	
9		半壊	棟	3,233	
10			世帯	3,893	
11			人	9,926	
12		床上浸水	棟		
13			世帯		
14			人		
15		床下浸水	棟		
16			世帯		
17			人		
18		一部破損	棟	4,325	
19			世帯	4,956	
20			人	14,129	
21		分類未確定	棟		
22			世帯		
23			人		
24	非住	公共建物	棟	104	
25		その他	棟	5,902	
26		分類未確定	棟		
27	り災世帯数		世帯	7,445	
28	り災者数		人	18,412	
29	災害警戒本部設置日時				
30	災害警戒本部廃止日時				
31	災害対策本部設置日時			4月14日 23時00分	
32	災害対策本部廃止日時			11月21日 8時30分	
33	消防職員出動延人数			—	
34	消防団出動延人数			5,746	

